

2015 年度成蹊大学法科大学院入試問題 刑法

【問題 1】（配点：50 点）

次の各問に答えなさい。

- (1) 刑法 36 条 1 項の「やむを得ずにした行為」と刑法 37 条 1 項の「やむを得ずにした行為」のそれぞれの意味内容を説明しなさい。また、両者の内容に相違が生じる理由を述べなさい。
  
- (2) 詐欺罪における「財産的損害」について説明しなさい。また、それを踏まえて、「X（17 歳）は、18 歳未満の未成年者には販売しないことになっている成人雑誌（定価 1000 円）を、書店主 A に自己の年齢を 20 歳であると偽り、その旨誤信した A から定価通りで購入した。」という事例において X に詐欺罪が成立するか否かを論じなさい。
  
- (3) X は、刑務所を出所後、衣食住に困り果て、刑務所に戻った方がましだと思って、大型電器量販店に陳列してあったタブレット 1 台（店頭価格 3 万 7000 円）を持ち去り、その足で近くの警察署に自首した。X の罪責を論じなさい。

【問題 2】（配点：50 点）

多額の借金の返済に困っていた甲は、金策を乙に相談したところ、乙は一人暮らしの資産家 V と知り合いなので、V の留守中を狙い V 方に侵入し現金を窃取し 2 人で山分けしようとして提案し、甲もこれを了承した。ある日、甲は、乙運転の自動車 V 方付近まで行き、甲が勝手口から V 方に立ち入り、V と面識のある乙は屋外で見張りをした。甲が金品物色のため寝室に立ち入ると、予想外にも V が在室していたので、甲は、台所から包丁を持ち出し、それを V に突き付けて脅し金庫を開けさせた。ところが金庫の中に 1 万円しか入っていなかったため、甲は失望して何も取らず、屋外で待っていた乙と共に逃走した。なお、乙は、V が室内にいたことは全く知らなかった。甲及び乙の罪責を論じなさい。